

LP ガス高騰対策緊急支援事業補助金
(通称:LP ガス支援補助金)
申請要領

■ **募集期間**

第7回追加募集 受付開始：令和8年2月16日(月)
受付期限：令和8年3月13日(金) 必着

※予算額に達した場合は、事務局で申請を受け付けたものから先着順で採択します。
※持参の場合は、提出先(新潟県LPガス協会)の営業時間内に提出してください。

■ **申請書類の提出先**

新潟県LPガス協会
※申請先や申請方法については、5～6ページをご覧ください。

■ **問い合わせ先**

LPガス高騰対策緊急支援事業補助金事務局
(電話番号) 025-210-5520
(メール) ngt-shiengk@shirt.ocn.ne.jp
(受付時間) 9時から17時まで(土日祝日及び12時～13時を除く)

■ **ご注意・ご連絡事項**

- ・本事業に係る申請については、締切までに十分な余裕をもって申請してください。
- ・申請に際しては、書類等の添付漏れがないよう確認の上、提出くださいますようお願いいたします。
- ・申請受付状況等により、申請書の受付から支払いまで相当の時間を要する場合があります、あらかじめご了承ください。
- ・本申請要領及び申請書類一式は新潟県ホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/20250630lpgasshien.html>
※新潟県ホームページには随時、補足事項やQ&A等、情報を更新・追加する場合がありますので、申請時には最新情報をご確認ください。
- ・第3回募集までと制度が大幅に変更となっていますのでご確認ください。



目次

「重要事項」についてのご説明	2
I 本事業について	3
1 事業の目的	3
2 補助対象者	3
3 補助額等	5
4 申請手続き	5
5 審査	7
6 補助事業者の義務	7
7 その他	7
II 事業スキーム	8
III 申請書類様式集	9

「重要事項」についてのご説明

本補助金に係る重要事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1 本補助金事業は、「新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）」に基づき実施されます。

申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。

2 関係書類は5年間保存しなければなりません。

事業者は、申請日の属する年度の終了後5年間、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

3 個人情報の使用目的

提供いただいた個人情報は、以下の目的のため、県及び新潟県LPガス協会との間で共有します。

- (1) 補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
- (2) 経営活動状況等を把握するための調査
- (3) その他補助金事業の遂行に必要な活動

4 その他

申請者は、本申請要領及び補助金交付要綱等に記載のない細部については、県からの指示に従うものとします。

I 本事業について

1 事業の目的

エネルギー価格が高騰する状況の中で、LPガス価格高騰の影響が大きい県内中小事業者等に対して支援を行うものです。

2 補助対象者

本補助の補助対象者は、次の(1)から(5)に掲げる要件をいずれも満たす者です。

(1) 新潟県内に主たる事業所等を有する中小企業等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるもの又はこれらを構成員とする団体等若しくはこれらに準じるもの(ただし、法人格のない任意団体を除く。))

[中小企業基本法に定める中小企業の範囲]

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種(上記以外)	3億円	300人

※個人事業主も含まれます

※本社が県外にある場合は、主たる事業所が県内にあれば対象となります。

[中小企業を構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの]

(例) 事業協同組合、企業組合、協業組合など

(2) 「みなし大企業」に該当しないこと

本補助金の対象外となるみなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業です。

- a. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- b. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- c. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(3) 公序良俗に反する事業及び公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業等)に該当しないこと

(4) 令和4年1月以降の任意の1か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、令和元年～令和3年の同1か月と比較して5%(付加価値額の場合は10%)以上減少していること。

※ 粗利益＝売上高－売上原価

※ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

(5) 次の①～⑦に掲げる「LPガス高騰対策緊急支援事業補助金」の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること

- ① 暴力団(新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者
- ④ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ⑤ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- ⑦ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 補助額等

本補助金に係る補助額等は以下のとおりです。

補助額	①、②のうち、いずれか額の低い方 ① 令和4年4月から令和7年9月までの15.44か月分*のLPガス使用量×7.8円/kg[17円/m ³] ※ 令和4年4月から令和7年9月までの連続する任意の26か月分の使用量に15.44/26を乗じることで算出します ② 107万2千円
-----	--

※ 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

※ 第3回募集以前と異なり、設備や備品の修繕や新規購入の有無にかかわらず補助金をお受け取りいただけます。

4 申請手続き

(1) 受付期間と手続きの流れ

第7回募集

受付開始	令和8年2月16日
受付期限	令和8年3月13日

※ 予算額に達した場合は、事務局で申請を受け付けたものから先着順で採択します。

※ 補助申請の流れは8ページの「Ⅱ 事業スキーム」を参考にしてください。

(2) 問い合わせ先

LPガス高騰対策緊急支援事業補助金事務局

(住所) 〒951-8131 新潟県新潟市中央区白山浦一丁目 636-30
新潟県中小企業会館内

(電話番号) 025-210-5520

(メール) ngt-shiengk@shirt.ocn.ne.jp

(受付時間) 9時から17時まで(土日祝日及び12時~13時を除く)

(3) 提出書類の入手先

- ・新潟県LPガス協会
- ・本申請要領及び申請書類一式は新潟県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/20250630lpgasshien.html>

(4) 提出先

- ・新潟県LPガス協会

※ 郵送または持参によりご提出ください。郵送の場合は、必ず封筒等に「LPガス高騰対策緊急支援事業補助金 交付申請書類在中」と記載ください。

※ 持参の場合は、提出先(新潟LPガス協会)の営業時間内に提出してください。

(5) 応募件数

同一事業者からの申請は1件に限ります。

※ 第5回目募集以前に申請いただいている事業者は、補助上限額と既交付決定額との差額分について、改めて申請可能です。(追加申請を希望される事業者は、事務局へご連絡ください。)

※ 令和4年4月から令和7年9月までの期間を対象とする支援は、本募集をもって終了しますので、ご了承ください。詳細は事務局へご確認ください。

※ 複数の屋号を使用している個人事業主、複数の部門や事業部等を有する法人も、申請は1件のみです。

(6) 提出資料 (本ページ末尾の【提出資料一覧】を参照)

- ・ 提出書類の用紙サイズは全てA4判で統一 (A4判より小さい書類はA4判用紙に貼付してください)。
- ・ 書類は全て片面印刷で、No1からNo7まで各1部ずつ、各書類をクリップ留めしたものを提出してください。
- ・ 必要に応じて追加資料の提出および説明を求めることがあります。
また、申請書類等の返却はいたしません。

(7) その他

- ・ 郵便物が料金不足で届いた場合、申請書を受け付けることができませんので、十分にご注意ください。

【提出資料一覧】

No.	申請書類の区分	
1	申請書類チェック表	
2	補助金交付申請書兼実績報告書 (別記第1号様式)	
3	事業者要件の確認及び補助額算定書(別記第2号様式)	
4	令和4年4月から令和7年9月までのLPガスの使用量(連続する26月分)が、わかる資料(請求書等のコピー)	
5	売上等が減少していることの根拠資料	・法人税事業概況説明書の控、所得税青色申告決算書の控、売上台帳、月次残高試算表(損益計算書)の写し等、対象月の月間売上高がわかり、〇年〇月と明確な記載があるもの
6	暴力団等の排除に関する誓約書(別記第3号様式)	
7	振込先の通帳等の写し(振込先が分かる資料) ※当座：当座勘定照合表 普通：通帳おもて面及び通帳を開いた1・2ページ目等	

5 審査

(1) 審査方法

補助金の採択審査は、非公開で提出資料により行いますので、不備のないよう十分ご注意ください。

(2) 結果の通知

申請者全員に対して、交付決定または不交付決定の結果を書面で通知します。

※審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

※申請案件が多数となることが予想され、申請時期や内容によっては結果の通知及び補助金の支払に相当の時間を要する場合があります。

6 補助事業者の義務

補助金交付決定を受けた事業者は、以下の条件を守らなければなりません。また、申請要領2ページ記載の「重要事項」について、十分にご留意ください。

(1) 補助金の交付

補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

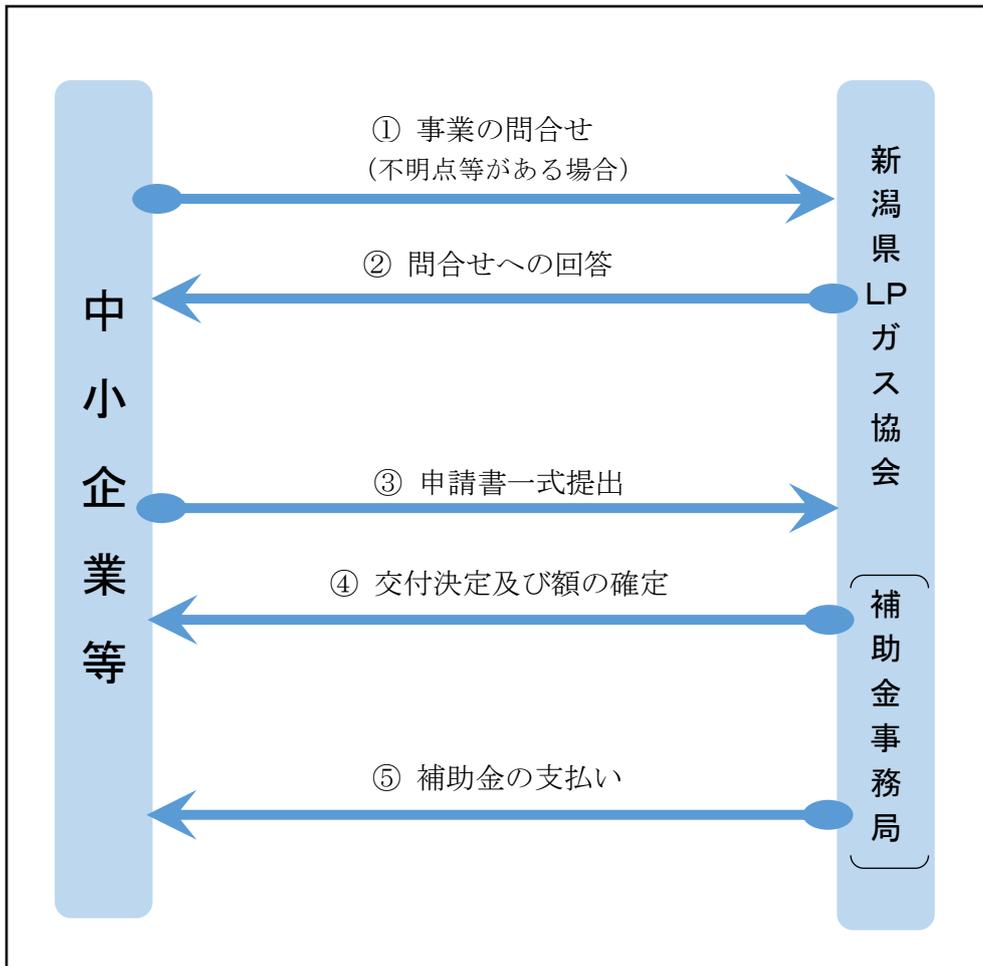
(2) 補助対象事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

7 その他

(1) 補助金支払い後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

Ⅱ 事業スキーム



Ⅲ 申請書類様式

(申請される際は、別添の申請書様式（エクセルファイル）をご使用ください)